令和５年６月更新

～児童手当制度のご案内～

支給要件について

★支給対象となる児童

原則として国内に居住する中学校卒業まで（０歳から 15 歳の誕生日後の最初の３月 31 日まで）の児童

★受給者

次のいずれかに該当する燕市に住民登録のある方

① 支給対象となる児童の父または母のうち、生計中心者（住民登録がある外国人の方を含みます）

② 支給対象となる児童の未成年後見人

③ 支給対象となる児童の父母が外国在住の場合に、父母に指定された方(父母指定者)

④ 支給対象となる児童を養育している里親

⑤ 上記①～④以外で支給対象となる児童の生計を維持されている方

※ただし、支給対象となる児童が児童福祉施設に入所している場合等は、当該施設の設置者等が受給者となります。

支給額（児童１人当たりの月額）について

・児童を養育している方の所得が**所得制限限度額未満の場合は、表の支給額、所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、**『特例給付』として**月額 5,000 円**が支給され、**所得上限限度額以上の場合は、**児童手当等は**支給されません。**

・児童手当等が支給されなくなったあとに所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますのでご注意ください。

児童の年齢		児童手当の額
３歳未満（**3歳の誕生日の属する月まで**）		15,000 円
３歳～小学生	第１子、第２子	10,000 円
	第３子以降	15,000 円
中学生		10,000 円

※「第３子以降」とは、高校卒業まで（18 歳の誕生日後の最初の３月 31 日まで）の養育している児童のうち３番目以降をいいます。　ただし、中学校卒業以降のお子様の分は支給されません。

所得制限限度額・所得上限限度額について

令和５年６月～令和６年５月までの手当については令和５年度（令和４年分）の**所得額**で判定します。

（単位：万円）

扶養親族等の人数	０人	１人	２人	３人	４人
所得上限限度額	858	896	934	972	1,010
所得制限限度額	622.0	660.0	698.0	736.0	774.0

※世帯の合算所得ではなく、受給者と配偶者それぞれ単独の所得で判定し、所得の高い方が受給者となります。

・所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族１人につき６万円を加算した額。

・扶養親族数が５人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、１人につき 38 万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族である時は 44 万円）を加算した額。

【所得額とは】

収入から必要経費を差し引いた額のことです。実際の判定は、他に退職所得、譲渡所得、雑所得等があればこれらを合算し、そこから一律控除額（８万円）、雑損・医療費・障害者等各控除額を差し引いた額で行います。

支給時期等について

原則として、毎年6月、10月、2月の10日に、それぞれの前月までの4か月分の手当を支給します。（ただし、10日が金融機関休業日の場合はその前営業日）

・６月支給（２月～５月分）　・１０月支給（６月～９月分）

・２月支給（１０月～１月分）

※申し出があった方については保育料や学校給食費などを、児童手当等から徴収することができます。また児童手当等の全部または一部を受けず、地域の児童の健やかな成長を支援するため、市に寄付することができます。詳しくはお問い合わせください。

手続き方法について

★出生・転入等により、新たに受給資格が生じたときや変更となったとき

事実が発生した日の翌日から起算して 15 日以内に窓口にて「認定申請」や「変更届」の手続きを行ってください。手当は原則として、請求した月の翌月分から支給されます。**手続きが遅れた場合、遅れた月分の手当を受給できなくなります**ので、ご注意ください。

★里帰り出産等で住所地に出生届を提出されなかった場合でも、事実が発生した日の翌日から起算して 15 日以内に住所地にて児童手当の手続きをお忘れなく行ってください。手続きが遅れた場合、遅れた月分の手当を受給できなくなりますので、ご注意ください。詳しくは住所地の市区町村担当窓口にお問い合わせください。

★公務員の方

勤務先へ請求してください。（ただし、独立行政法人、地方独立行政法人等の職員の方は燕市へ請求してください。詳しくはお問い合わせください。）

【15 日特例】出生日や転入日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から 15 日以内であれば、申請月分から支給されます。

【手続きに必要なもの】

〈必ず必要なもの〉

① 請求者の健康保険証の写し（ただし、燕市国民健康保険加入者は不要）

② 請求者名義の金融機関口座の分かるもの**（配偶者、児童名義等の口座へは支給できません）**

③ マイナンバーカードまたは番号通知カード（請求者・配偶者・子）

〈該当者のみが必要なもの〉

④ 申立書等書類等

※その他必要に応じ、追加で書類の提出が必要になる場合があります。

現況届（続けて手当を受ける手続き）について【原則不要となりました】

毎年６月１日の状況を把握し、６月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。令和４年６月から現況届の提出は原則不要となりましたが、以下の場合は引き続き現況届の提出が必要です。**期限内に提出がない場合には6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。**

【現況届の提出が必要な方】

①児童を別居監護している受給者

②配偶者と離婚協議中の受給者

③里親等施設受給者

④その他、燕市から提出の案内があった受給者

その他の手続きについて

次のような場合は窓口にて手続きを行ってください。

- **受給者や配偶者、児童の住所（転出・転居など）、氏名を変更したとき**
- **配偶者を、有しなくなったとき、または有するようになったとき**
- **受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）**
- 受給者の振込口座を変更したいとき
- 受給者と児童が別居したとき
- 養育する児童が増えたとき、減ったとき
- 受給者が公務員になったとき、公務員をやめたときなど、その他必要に応じて

※受給者が市外へ転出する場合は、転出先の市区町村で転出予定日の翌日から起算して 15 日以内に新たに請求手続きをしてください。手続きが遅れた場合、遅れた月分の手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

《問い合わせ先》　ご不明な点等がございましたらお問い合わせください

燕市 こども政策部 子育て応援課 こども福祉係　TEL　0256-77-8186

（土・日・祝日を除く月～金曜　午前８：30～午後５：15）

令和５年６月現在の内容です。改正される場合がありますのでご注意ください